

広島県青少年健全育成条例（抜粋）

（推奨）

第 13 条 知事は、映画、演劇、書籍その他これらに類するもので、その内容が青少年の健全な育成を図るうえにおいて特に有益であると認められるものを推奨することができる。

広島県青少年健全育成条例に基づく有益映画等推奨要領

制定 平成 17 年 12 月 5 日

1 趣旨

この要領は、広島県青少年健全育成条例（昭和 54 年広島県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定による映画、演劇等の推奨について、必要な事項を定めるものとする。

2 推奨の方法

製作者、興行者等から、映画、演劇等の推奨について申請があったときは、条例第 43 条第 2 項の規定により広島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）へ諮問を行い、審議会の審議を経て決定する。

ただし、緊急を要する場合で当該映画、演劇等が「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」の「幼児向き」「少年向き」「家庭向き」のうち、いずれか一つ以上を対象とされたものであるときは、条例第 43 条第 2 項ただし書きの規定により審議会に諮問しないで推奨できるものとする。

3 審議会への報告

前記 2 ただし書きにより、審議会に諮問しないで推奨したときは、条例第 43 条第 3 項の規定により、その旨を審議会に報告することとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

広島県青少年健全育成条例による推奨及び指定に関する基準（抜粋）

制定 平成4年4月1日告示第449号
改正 平成13年6月11日告示第569号
令和4年3月28日告示第243号
令和7年4月10日告示第401号

第1 優良映画等の推奨に関する基準

条例第13条の規定による優良映画等の推奨は、次に掲げる内容を有するもののうちから行う。

- 1 人間としての愛情を豊かに育てるもの
- 2 社会生活における良識、責任感及び倫理観念の養成に役立つもの
- 3 知識又は教養を高めるもの
- 4 美に対する感覚を洗練し、情操を高めるもの
- 5 観察力、思考力又は判断力を養うもの
- 6 健全な娯楽作品として優れたもの
- 7 その他青少年の健全な育成に役立つもの

第2（略）

第3（略）